

社会福祉法人有田市社会福祉協議会居宅介護支援事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人有田市社会福祉協議会（以下、本会）が実施する指定居宅介護支援の事業（以下、本事業）は、要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人や家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設、行政等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とする。

(運営方針)

第2条 本事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう配慮して行うものとする。

一 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

二 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。

また、利用者から複数の居宅サービス事業者等の紹介や、当該事業者のサービスを計画に位置付けた理由の説明を求められた場合は、適切に対応する。

三 虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(5) サービス提供中に当該事業所の職員や利用者の家族等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

四 事業の運営に当たっては、有田市、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者等との連携に務める。

五 上記のほか、「有田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例」（平成30年有田市条例第12号）を遵守する。

(事業所の名称等)

第3条 名称及び所在地は次のとおりとする。

- 一 名称 有田市社会福祉協議会
- 二 所在地 和歌山県有田市宮原町東215番地(有田市福祉館 なごみ内)

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 有田市社会福祉協議会居宅介護支援事業所(以下、本会)に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者1名：常勤職員で主任介護支援専門員と兼務
管理者は、本会の介護支援専門員その他の従業員の管理、本事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を行うとともに、従業者にこの規程を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
- 二 介護支援専門員2名：常勤職員2名(内1名は主任介護支援専門員で管理者と兼務)
介護支援専門員は、要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況や置かれている環境などに応じて、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容など計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設などとの連絡調整等を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 本会の営業日及び営業時間は、本会の就業規則に準じて定めるものとする。

- 一 営業日は、通常月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の休日、12月29日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(居宅介護支援事業の提供方法及び内容)

第6条 居宅介護支援事業の提供方法及び内容は次のとおりとする。

- 一 利用者の相談を受ける場所：利用者宅、有田市福祉館なごみ内会議室等
- 二 使用する課題分析票の種類：ガイドライン及び五大ソフトオリジナル、他
- 三 サービス担当者会議の開催場所：利用者宅、有田市福祉館なごみ内会議室等
- 四 介護支援専門員の居宅訪問頻度：最低1カ月に1回とし、利用者の自立した日常生活を支援する上で解決すべき課題の把握、居宅サービス計画作成後における計画の実施状況の把握及び連絡調整等のため必要に応じ随時訪問する。

(通常の事業の実施範囲)

第7条 通常の事業の実施範囲は、有田市とする。

(利用料等)

第8条 介護報酬の告示上の額とする。

- 2 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問する場合には、それに要する交通費の実費を徴収する。なお、自動車等を使用した場合は、次の額を徴収する。
 - 一 通常の事業の実施地域を越える地点から片道5km未満 200円
 - 二 通常の事業の実施地域を越える地点から片道5km～10km未満 400円
 - 三 通常の事業の実施地域を越える地点から片道10km以上の場合は1kmごとに40円を加算
- 3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の署名（記名押印）を受けることとする。
- 4 その他、利用料等について支払いが困難な状況が発生した場合は、管理者と協議の上、減免又は免除することができる。

(緊急時における対応方法)

第9条 介護支援専門員は、利用者の居宅を訪問中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(その他運営に関する留意事項)

- 第10条 本事業の社会的使命を十分認識し、常に職員の資質向上を図るため、研修等の機会を次のとおり設けるとともに、業務体制を整備する。
- 一 採用時研修 採用後1カ月以内
 - 二 継続研修 年数回
- 2 職員は業務上知り得た秘密を保持する。職員でなくなった後においても、同様とする。
 - 3 この規程に定める事項のほか、本事業の運営に関する重要事項は本会が別に定めるものとする。

附 則

この規程は平成11年10月1日から施行する。

附 則

この規程は平成13年2月15日から施行する。

附 則

この規程は平成13年11月26日から施行する。

附 則

この規程は平成14年10月1日から施行する。

附 則

この規程は平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成17年7月1日から施行する。

附 則

この規程は平成18年1月4日から施行する。

附 則

この規程は平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成18年9月28日から施行する。

附 則

この規程は平成20年1月1日から施行する。

附 則

この規程は平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成24年6月1日から施行する。

附 則

この規程は平成25年1月1日から施行する。

附 則

この規程は平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は令和2年9月1日から施行する。

附 則

この規程は令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は令和6年4月1日から施行する。